

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう  
に改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
<p>(業務の代理の認可の申請等)            第十一条 「略」            2 「略」            3 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。            「一〇十三 略」            十四 業務代理組合が、次のいずれにも該当しないと認められること。            イ 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある者            「(1)・(2) 略」            (3) 次のいずれかに該当する場合において、その取消の日（解散の命令又は更新の拒否の場合にあっては、当該解散の命令又は更新の拒否の処分がなされた日。以下この(3)及びロにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事</p>	<p>(業務の代理の認可の申請等)            第十一条 「同上」            2 「同上」            3 「同上」            「一〇十三 同上」            十四 「同上」            イ 「同上」            「(1)・(2) 同上」            (3) 「同上」</p>

、監事若しくはこれらに準ずる者又は外国銀行の日本における代表者であった者で、その取消しの日から五年を経過しない者

〔(i)～(v) 略〕

(vi) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第百六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔(vii)～(xii) 略〕

(4) 〔略〕

(5) 銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び

〔(i)～(v) 同上〕

(vi) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第百六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔(vii)～(xii) 同上〕

(4) 〔同上〕

(5) 銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林

農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスを提供に関する法律第三十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消の日(更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日(6)において同じ。)から五年を経過しない者

(6) 「略」

中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスを提供に関する法律第三十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消の日(更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日(6)において同じ。)から五年を経過しない者

(6) 「同上」

(7) 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔(i)～(v) 略〕

(vi) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔(iii)～(xii) 略〕

(8) 〔略〕

〔ロ・ハ 略〕

〔十五～四十 略〕

〔4～12 略〕

附則

(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等)

第三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

(7) 〔同上〕

〔(i)～(v) 同上〕

(vi) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔(iii)～(xii) 同上〕

(8) 〔同上〕

〔ロ・ハ 同上〕

〔十五～四十 同上〕

〔4～12 同上〕

附則

(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等)

第三十五条 〔同上〕

<p>〔略〕</p> <p>第十三条の六の九</p>	<p>暗号資産及び電子決済手段の取得等に係る情報の安全管理措置</p>
<p>第十三条の六の十</p>	<p>暗号資産及び電子決済手段の取得等に係る健全性確保を図るための措置等</p>
<p>〔略〕</p> <p>第三十四条の五十三の十四</p>	<p>銀行法施行令第十六条の六の三において準用する同令第四十条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容</p>
<p>〔略〕</p> <p>第三十四条の六十三の二第一項及び第二項</p> <p>第三十四条の六十三の二第三項第一号</p>	<p>銀行法第五十二条の六十第一項の原簿</p> <p>銀行法第五十二条の六十第一項に規定する主務省令で定める営業所</p>
<p>〔略〕</p> <p>第三十四条の七十五第一項</p>	<p>銀行法第五十二条の七十三第三八項に規定する説明をするに</p>

<p>〔同上〕</p> <p>第十三条の六の九</p>	<p>暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置</p>
<p>第十三条の六の十</p>	<p>暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等</p>
<p>〔同上〕</p> <p>第三十四条の五十三の十四</p>	<p>銀行法施行令第十六条の六の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容</p>
<p>〔同上〕</p> <p>第三十四条の六十四第一項及び第二項</p> <p>第三十四条の六十四第三項第一号</p>	<p>銀行法第五十二条の六十第一項の原簿</p> <p>銀行法第五十二条の六十第一項に規定する主務省令で定める営業所</p>
<p>〔同上〕</p> <p>第三十四条の七十五第一項</p>	<p>銀行法第五十二条の七十三第三八項に規定する説明をするに</p>

2 前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第	〔略〕	第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第六号の四、第九号、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項、第七項第二号、第四号及び第五号、第八項第四号及び第五号並びに第九項第四号を除く。）	銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出	〔略〕	当たり銀行業務等関連紛争の当事者である加入銀行業関係業者の顧客から書面の交付を求められたときの顧客説明
	〔略〕	第三十七条（第三項から第五項まで及び第八項から第十項までを除く。）	銀行法の規定による申請書、業務報告書その他の書面の提出に係る經由官庁		

2 〔同上〕	〔同上〕	第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第九号、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項第二号、第四号及び第五号、第七項第四号並びに第八項第四号を除く。）	銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出	〔同上〕	当たり銀行業務等関連紛争の当事者である加入銀行の顧客から書面の交付を求められたときの顧客説明
	〔同上〕	第三十七条（第三項から第五項まで、第八項及び第九項を除く。）	銀行法の規定による申請書、業務報告書その他の書面の提出に係る經由官庁		

一項第五号、第二項及び第三項、第五号、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十四条の三十 七第四号チ	〔略〕	読み替える銀行法 施行規則の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
			チ 法、長期信用 銀行法、信用金 庫法、労働金庫 法、中小企業等 協同組合法、協 同組合による金 融事業に関する 法律、農業協同 組合法、水産業 協同組合法、農	チ 法、銀行法、 長期信用銀行法 、信用金庫法、 労働金庫法、中 小企業等協同組 合法、協同組合 による金融事業 に関する法律、 農業協同組合法 、水産業協同組

第三十四条の三十 七第四号チ	〔同上〕	読み替える銀行法 施行規則の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
			チ 法、長期信用 銀行法、信用金 庫法、労働金庫 法、中小企業等 協同組合法、協 同組合による金 融事業に関する 法律、農業協同 組合法、水産業 協同組合法、農	チ 法、銀行法、 長期信用銀行法 、信用金庫法、 労働金庫法、中 小企業等協同組 合法、協同組合 による金融事業 に関する法律、 農業協同組合法 、水産業協同組

林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがな

合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受ける

林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがな

合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受ける



---

---

くなつた日から  
五年を経過しな  
い者

ことがなくなつ  
た日から五年を  
経過しない者

リ 銀行法第五十  
二条の十五第一  
項の規定により  
同法第五十二条  
の九第一項若し  
くは第二項ただ  
し書の認可を取  
り消された場合  
、同法第五十二  
条の五十六第一  
項（長期信用銀  
行法第十七条、  
信用金庫法第八  
十九条第五項、  
労働金庫法第九  
十四条第三項、  
協同組合による  
金融事業に關す  
る法律第六条の

---

---

くなつた日から  
五年を経過しな  
い者

ことがなくなつ  
た日から五年を  
経過しない者

リ 銀行法第五十  
二条の十五第一  
項の規定により  
同法第五十二条  
の九第一項若し  
くは第二項ただ  
し書の認可を取  
り消された場合  
、同法第五十二  
条の五十六第一  
項（長期信用銀  
行法第十七条、  
信用金庫法第八  
十九条第五項、  
労働金庫法第九  
十四条第三項、  
協同組合による  
金融事業に關す  
る法律第六条の

---

---

---

四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十一条及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の

---

---

---

---

---

五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十一条及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可

---

---

---

---

---

許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十

---

---

---

---

---

、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条

---

---

<p>第三十四条の七十 四第三項第三号</p>	<p>〔略〕</p>	
<p>銀行業務等関連苦 情を</p>		
<p>銀行業務等関連苦 情（農業協同組合 法第九十二条の八 第二項に規定する 信用事業等関連苦 情及び農林中央金 庫法第九十五条の 八第二項に規定す る農林中央金庫業 務関連苦情を含 む。以下この号に おいて同じ。）を</p>		<p>六条の二の二第 一項若しくは第 二項ただし書の 認可を取り消さ れた場合におい て、その取消し の日から五年を 経過しない者</p>
<p>第三十四条の七十 四第三項第三号</p>	<p>〔同上〕</p>	
<p>銀行業務関連苦情 を</p>		
<p>銀行業務関連苦情 （農業協同組合法 第九十二条の八第 二項に規定する信 用事業等関連苦情 及び農林中央金庫 法第九十五条の八 第二項に規定する 農林中央金庫業務 関連苦情を含む。 以下この号におい て同じ。）を</p>		<p>の二の二第一項 若しくは第二項 ただし書の認可 を取り消された 場合において、 その取消しの日 から五年を経過 しない者</p>

〔略〕

(他の命令の適用)

第四十一条 〔略〕

2 令附則第二十四条の規定により前項各号に掲げる命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔項を削る。〕	銀行法施行規則第十七条の三第二項第一号の二	又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）	、農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は特定業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）
	読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

〔同上〕

(他の命令の適用)

第四十一条 〔同上〕

2 〔同上〕

2 令附則第二十四条の規定により前項各号に掲げる命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

銀行法施行規則第三十四条の二の十	銀行法施行規則第十七条の三第二項第一号の二	又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）	、農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）又は特定業務（同号に掲げる業務を除く。）
	読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]			
	[同上]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; vertical-align: top;">四第二号ハ</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">二十九条に規定する特定預金等</td> <td style="text-align: left; vertical-align: top;">十九条に規定する特定預金等及び銀行法第十三条の四に規定する特定預金等</td> </tr> </table>	四第二号ハ	二十九条に規定する特定預金等
四第二号ハ	二十九条に規定する特定預金等	十九条に規定する特定預金等及び銀行法第十三条の四に規定する特定預金等		